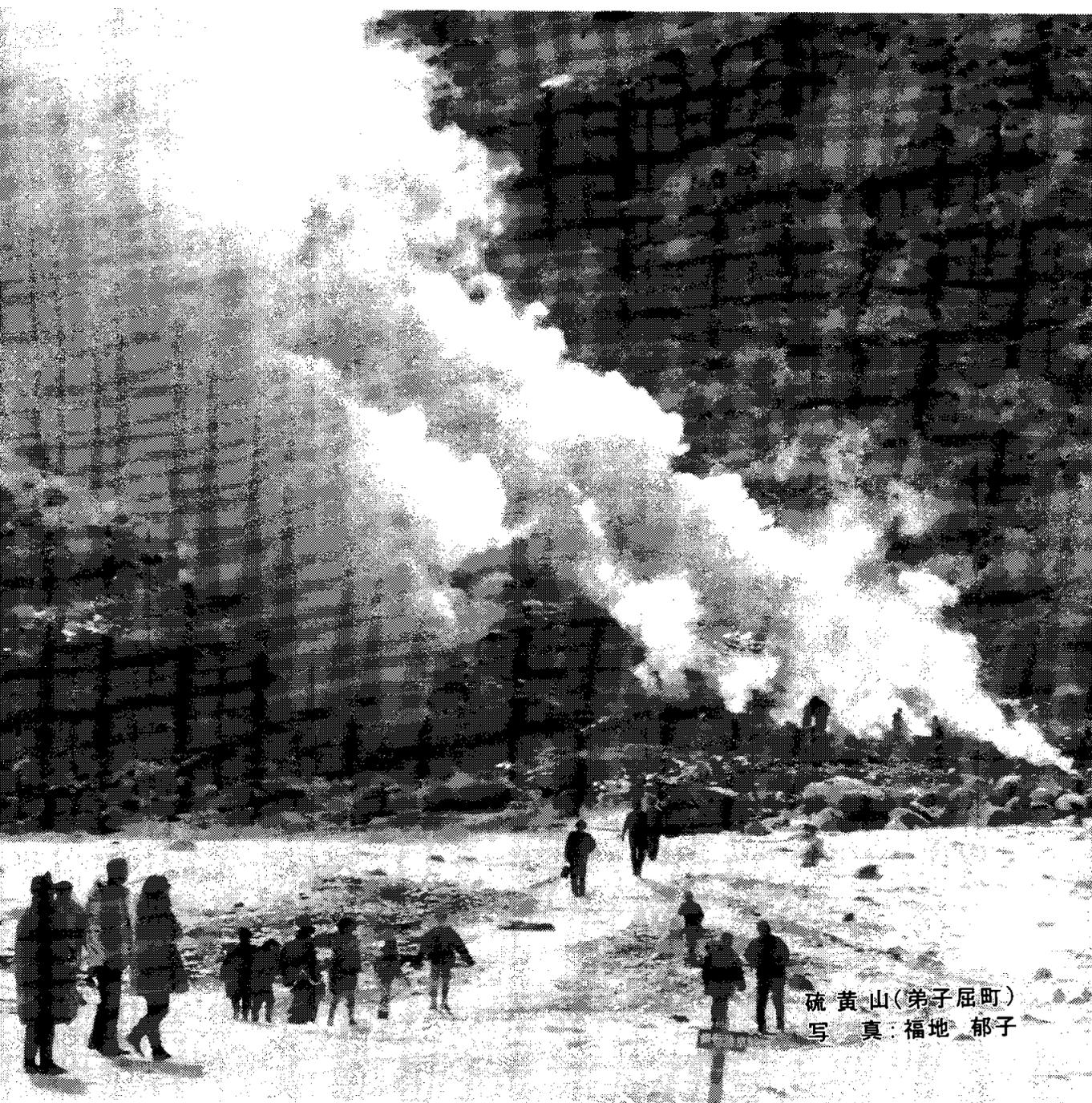
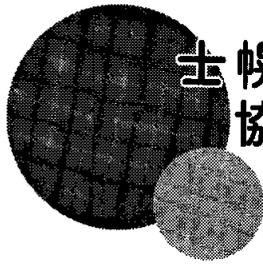


NC HOKKAIDO



硫黄山(弟子屈町)
写真: 福地 郁子



士幌高原道路問題・協会の今後のとりくみ方

理 事 会

最近の動向と問題点

士幌高原道路については、多くの皆さまの自然保護運動の成果が美り、一九九三年秋に「駒止トンネルルート」を断念させることができました。しかし、北海道は士幌高原道路そのものをあきらめたのではなく、「全線トンネル案が最良」との方針に転換したことはご承知のとおりです。北海道は全線トンネルのルートをまだ公表していませんが、二、三の新聞が「士幌高原道路トンネル・北寄りのDルート浮上」と報じています。そうしたことから、ともすると士幌高原道路問題は全線トンネルで解決された、と思い込んでいる会員もおられるようです。しかし士幌高原道路は全線トンネルで問題が解決される、という単純なものでは決してありません。

どんな理由をあげてきたか。それがさっぱりわからない。というより、積極的に発言しないのだ。北海道はその問いかけに、まだ真つ正面から答えていない。「もっとしっかり論議を交わしてもらいたい」と論じています。

このことに象徴されるように、士幌高原道路はそもそも、道路の目的、必要性、効果など基本的な疑問点や矛盾点が、まったく解消されておりません。また「地元自然保護団体のコンセンサスを得ながら」道路事業を進めたい、という知事の議会答弁（一九八七・七・八）にもかかわらず、地元の自然保護団体は「つんぼ様敷」におかれたまま事態が進行しています。

最近の情勢は、北海道が環境庁と水面下で接触しながら「全線トンネル案」を説明し、環境庁も全線トンネル受入の方向で、全線トンネルの「受皿」となる国立公園計画の見直し作業を進めている、との情報を得ています。しかし国立公園計画の見直しで士幌高原道路を位置づけるには、後で記すように、国立公園として根本的な誤りを犯す「不合理」な点が山積しています。

このような状態のまま、士幌高原道路の未開削区間を全線トンネルと

し、多額の公共事業費をつぎこむのは「税金の無駄遣い」に他なりません。自然保護世論を無視し、疑問点に答えず、不合理なことに「屁理屈」を並べて正当化しようとし、士幌高原道路を推進するのは、「無理が通れば道理引つ込む」で、本来あってはならないことです。

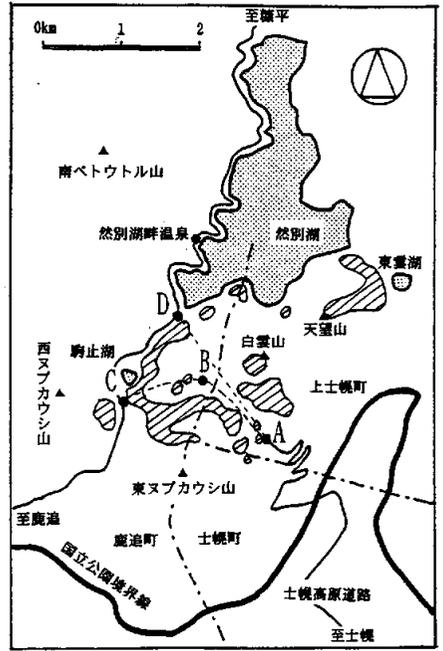
今後の取り組みかた

そこで去る十一月末に、北海道自然保護協会、北海道自然保護連合、十勝自然保護協会の三者が協議し、今後の士幌高原道路への「取り組みかた」を次のように決め、力を合わせて自然保護世論を盛り上げ、行政にも働きかけよう、ということになりました。会員の皆様も、士幌高原道路は何が問題なのか、をご理解いただき、運動にご協力くださるよう、お願いいたします。

一 一般世論を喚起する

(1) リーフレットを作成する

①士幌高原道路未開削区間の自然環境は、地下から冷気がでてくる特殊な「風穴」が発達しているため、標高が千層前後なのにハイマツ・コケモモなどの生育する高山的環境を形成し、またそこが日本で最大のナキウサギ生息地となるなど、きわめて優れた特異な自然地域であること、



土幌高原道路位置図

斜線部分ナキウサギ生息地
A~B~Cは駒止ルート（一部トンネル）
A~Dは全線トンネルルート（公表されていないので予想）

②土幌高原道路はたとえ「全線トンネル」としても、問題が解決されないことを、簡明で分かりやすいリーフレットにまとめ、広く配布する。

(2) 土幌高原道路問題が分かる講演会を催す

大雪山国立公園の自然の素晴らしさと土幌高原道路の問題点に分かる講演会・集会を開く。九五年二月十八日に札幌での開催を予定する。なお旭川、帯広での開催も検討する。

(3) 雑誌、新聞などを通じて自然保護世論を喚起する

雑誌「山と溪谷」九五年一月号に土幌高原道路問題が六ページを費やして掲載される予定である。その他にも随時、土幌高原道路問題をキャンペーンする。

二 事業主体の北海道に土幌高原道

路の疑問点をただす

(1) 北海道自然保護協会は北海道から設立認可を得た団体であるにもかかわらず、土幌高原道路については「交渉相手でない」と話合いを拒否されたため、やむを得ず過去四年間にわたり、文書で質疑応答してきた。

その結果、疑問点が解消するどころか、新しい疑問が累積するばかりなので、北海道の幹部との直接交渉の場をもち、道路の目的、必要性、効果、全線トンネルが最良な理由などについて、説明を求めると同時に疑問点をただし、北海道新聞社説の指摘するとおり「もっと論議を交わす」こととする。

(2) 十勝自然保護協会は、北海道から「地元自然保護団体のコンセンサス」を得る相手とされながら、全線

トンネル案について、何ら計画内容が説明されていないので、抗議し、説明を求め、「もっと論議を交わす」こととする。

三 環境庁へ土幌高原道路を公園計画に位置づけられないよう働きかける

環境庁としては、土幌高原道路が一九六五年に当時の厚生省によって事業承認されている経緯を無視できないため、「既得権」「行政の継続性」との兼ね合いで、全線トンネルなら認める方向に向かっている。しかし三十年前とは社会経済的背景や環境に対する意識などが大きく変化しているため、新たな公園計画の見直しの中で土幌高原道路を位置づけることは、あまりにも「不合理」な点が多い。環境庁が定めた事務取扱の「国立公園または国定公園の公園計画再検討実務要領」では、認可済の道路事業であっても、現在の価値観からみて「不合理」である場合は、「実態に合わせた計画に変更する」と定められている。この「実務要領」にしたがえば土幌高原道路の未開削区間の道路計画は「廃止」するのが当然である。

したがって土幌高原道路が「不合理」である理由を列挙して、土幌高原道路を公園計画に位置づけられないように要望する。

・土幌高原道路が不合理である理由の要点

①全線トンネル案であっても「北海道自然環境保全指針」が定めた無車道地域の理念に反し、自然環境保全上の問題は解決されない。

②土幌高原道路は「林部会長談話」に反するので公園計画車道とすべきでない。

(環境庁は、自然環境保全審議会の意向に反して、自然保護に後向きの国会答弁をしたことが明らかになった点を強調する)

③この道路を必要とした当初の理由は次々と充足され、道路を建設する必要性はすでに失われている。

(山火事対策のため道路が必要と北海道が「虚説」を主張したことや、既存道路の改善により「短縮効果」が三十年前より少なくなったことなど矛盾点をつく)

④然別湖の環境保全を視野に入れぬ「なりゆきまかせ」の計画であり、公園区域外の土幌町を活性化するため、国立公園区域の然別湖や東ヌブカウシ山の「すぐれた自然」に犠牲を強いる、国立公園としては「本末転倒」の不合理な計画である。

⑤「全線トンネル案」は快適性、安全性、事業費、施工性などの面で、「駒止トンネル案」より劣ると北海

道が自らの環境アセスメントで断定したものである。それを「全線トンネル案が最良」というのは不合理きわまりない。

⑥今もなお自然保護世論のコンセンサスが得られていない。

四 その他

その他、必要に応じて臨機応変の運動を展開する。

士幌高原道路が不合理であること理由

士幌高原道路が不合理であることの要点については、前記①⑥に記し、また会誌No.三〇(一九九二)、No.三一(一九九三)、No.三二(一九九四)などを通じて、会員の皆さまにお知らせしてきました。そのうち、今まで書かれていない新しい主張として、前記②と④について補足します。

(1)「林談話」翌日の新聞報道と食い違う国会答弁

士幌高原道路が「林談話」に反していることについては、すでに会誌などで、何回も紹介しました。ところが北海道は当協会からの質問に対して、士幌高原道路は「(談話よりも)八年前に建設の承認を受けておりますことから、この談話は適用されない旨、昭和六二年に、国の『環境特別委員会』の中で確認がさ

れているところでありませう(一九九三・七・五)ので、なんら問題はないとの認識を示しています。

たしかに参議院で、北海道選出の議員が士幌高原道路に関する地元利益誘導型の質問をしたのに対し、環境庁は「審議会のご意向でございませうし、現在におきましてもこの談話を踏まえまして対処いたしております。しかしながら、談話以前に認可された道路につきましては適用されることはないということでございます(一九八七・八・一九)と答弁しています。はたしてこの答弁は「審議会のご意向」に添ったものでしょうか。

最近、私は林談話が発表された翌日の新聞記事を調べてみました。すると読売新聞(一九七三・一〇・二〇)に、「自動車道に厳しい原則を自然公園通すな既開通分禁止も」という見出しで林談話が報じられています。記事には「この『原則』は、今後計画される山岳道路についてだけではなく、富士スバルライン、立山パールラインなど、すでに開通している道路についても適用し」と書かれているのです。富士や立山を例にあげて具体的に書いていることを見れば、これは「誤報」ではなく、記者発表の席上で審議会関係者が、

談話以前の道路にも適用させる旨を発言したと考えるのが常識です。

すなわち環境庁は、「審議会のご意向」だから林談話に従うとしながら、「審議会のご意向」に反した国会答弁を行った疑いが濃厚なのです。「審議会のご意向」にしたがって士幌高原道路に林談話を適用させれば、たとえ全線トンネルであっても「短縮」で、しかも短縮効果が小さいから「社会的に是非とも必要」とはいえず、絶対に認められないことになります。それを認めるのは国立公園の自然保護に逆行する「不合理」なことです。

(2) 国立公園区域外を活性化させるために国立公園を犠牲に

士幌高原道路には数々の不合理な点があるにもかかわらず、北海道が強引とも思われる態度で推進するひとつの根拠となっているのが、「地元が望んでいる地域の活性化」ということです。私たちも「地域の活性化」そのものに反対するつもりはありません。しかしその中には

会が「活性化の中身を具体的に説明してほしい」と質問したのに対して、北海道から返ってきた答えは「地域産業の振興や、地域と都市の交流の場を提供し、地域を活性化すること(一九九二・七・一七)と抽象的なものです。そして「既存の道路を利用したのではなぜ活性化ができません、士幌高原道路を必要とするのか」という質問には回答がありません。すなわち地元町も北海道も、中身の無い「活性化」に漠然とした夢を抱いているに過ぎないのです。

かりに全線トンネルで士幌高原道路が開通すれば、珍しさも手伝って交通量は増大するかもしれませんが、しかし一般的には、新しい道路が増えても通過交通や交通事故が増える

自動車道に厳しい原則を

自然公園通すな 既開通分禁止も

自然保護 健全児童 自然部 委員会

1973年10月20日 読売新聞

だけで、地元に及ぼす経済効果はそう大きくありません。そこを百歩ゆずって地域が活性化しとしましう。ここでいう地域はいうまでもなく「土幌町」です。隣の「鹿追町」が土幌高原道路に最初は猛反対(町議会が反対決議)し、いまま消極的なのは衆知の事実です。土幌町で国立公園区域にかかるのは東ヌブカウシ山の東南部だけで、東ヌブカウシ山の主要部(二・六キロ部分を含む)と然別湖は鹿追町と土幌町の管内です。国立公園としての風致・景観の重要度でいえば、土幌町より鹿追町と土幌町の方が高いのは、だれの目にも明らかです。

ところで、全線トンネルができて交通量が増大すれば、然別湖の環境はどうなるでしょう。現在の然別湖畔は西側の屈曲した湖岸線に沿って狭い林間道路(道々鹿追糖平線)が通っており、木の間越しに湖が見え隠れする国立公園らしい環境をかうじて維持しています。湖畔ホテル付近の展望園地や駐車場は十分な広がりを持てる地形ではありません。現状でもこの付近はいつも交通渋滞がおこっています。そこに全線トンネルで交通量が増大すれば、道路や駐車場の拡幅が要求されるに違いありません。然別湖の道路や駐車場で

これ以上の拡幅をすれば、山側の斜面が大きく削りとられ、湖畔側の森林も伐採され、風致・景観に支障を及ぼすことが目に見えています。最初に土幌高原道路が発想された一九六〇年代はともかく、一九九〇年代のいま国立公園としての然別湖が当面する課題は、交通量を増大させる政策ではなく、然別湖の豊かな自然を守るため、いかに交通を制御するかということとです。然別湖の自然環境の「収容力」はすでに限界に達しているのです。

それにもかかわらず、国立公園区域外ないし風致・景観の相対的に低い部分を活性化させるために、国立公園の重要な部分の自然環境を犠牲にするのは、国立公園としての考え方としては「本末転倒」で、明らかに誤ったことです。このような方向に国立公園の見直しがいま行われようとしています。まったく「不合理」なことです。

(文責・俵 浩三)

【追記】 知事は十二月七日の北海道議会で、第二展望台付近から然別湖南岸に至るトンネルルートを公式に表明した。また十勝自然保護協会に対する「説明」が十二月二十一日に行われたが、十勝協会は納得していない。

自然事典

40

火砕流

八木 健 三

(北大名誉教授)

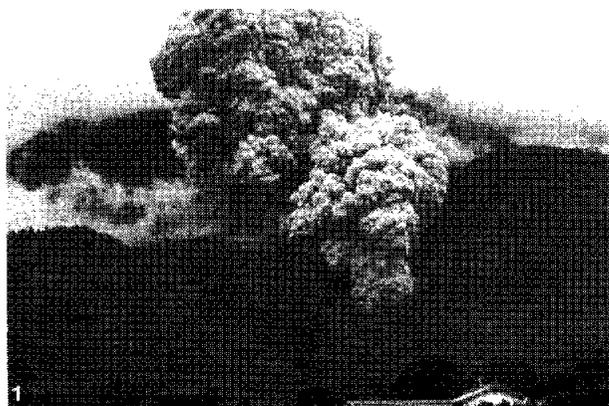
四年に及んだ雲仙岳の噴火もどうやら終わりに近づいたようだが、人々が最も強い印象を受けたのは、火山の山腹を駆け下る雲のような火砕流のもの凄さではないだろうか。一九九一年六月三日の火砕流では外国人研究者をふくむ四十三名の犠牲者がでた。

その定義を述べると、爆発的な噴火で飛散した岩片が火山ガスと混合して、火山の山腹を高速度で流下する高熱の集合物を「火砕流」という。

一九〇二年、西インド諸島のプレー火山で高熱の岩片集合体で二八〇〇〇の全島民が犠牲となり、この現象が初めて知られた。当時は「熱雲」とよばれたが、最近火砕流に統一されている。

また一九八五年南米のネバド・デル・ルイス火山で、二四〇〇〇の死者を出した。有珠火山でも一六六三年、一八二二年に発生し、五名と五〇名の犠牲者があった。一九七七年の噴火でも火砕流を心配したが、発生しなかつ

たのは幸いであった。
現在火砕流に重点をおく火山災害予測地図が各火山で纏められつつある。火山周辺の人々は事前によく検討して安全を守るようお勧めしたい。



道北の自然の現在

大 館 和 広 (理 事)

ひとくちに道北と言ってもその地域は広く、また曖昧な部分も多い。ここでは紋別―名寄―羽幌を結んだ線から北部について、時計回りに、今どんな問題があるのか、私の知り得る範囲で書いてみようと思う。

羽幌沖に浮かぶ天売島といえば、ウミガラス（オロロン鳥）の問題がすぐに思い浮かぶが、ここは日本で唯一遺されたウミガラスの繁殖地なのである。しかし九四年の渡来数は過去最低だった。それでもなんとかごく少数（ひとけた？）が巣立ちに成功したようだ。地域も行政も手を尽くしている？のだろうが、一度失われた自然を回復するには、気の遠くなるような時間と労力、そしてお金がかかるのである。

天塩川河口から北には砂を採取した跡地が、場違いな風景として訪れた人の目に映る。九四年秋、首都圏からの土砂を搬入して埋戻す計画がもちあがった。実際に天塩港まで土砂が運ばれたが、その後の問題が解決していないので、港に積まれたままだ。そうこうしているうちに、砂採取跡地を国立公園地区に編入するという動きも出てきたが、まだ何も決まっていないというのが実状のようだ。仮に自然復元するとしても、面積も広く、土砂の質の問題など前

途は多難だ。また同地ではつい最近砂採取業者の勘違いで二千本もの保安林が表土と共になぎ倒される事件があったが、これなど、その地域の自然に対して、いかに無関心であるかが現われた最たるものだろう。

何処までも広がるエゾカンゾウのお花畑が売り物のサロベツ原野は、草地化をまぬがれたところも、乾燥化によるササの侵入の脅威にさらされている。この保護地域（国立公園地域）は驚くほど小面積だ。環境庁では継続的な調査を行なっているが、湿原保全に十分生かされるよう期待したい。

花の浮島と呼ばれる礼文島では、九四年にレブンアツモリソウが「種の保存法」に基づいて特定国内希少種に指定され、充分ではないが一応の保護対策がとられたのは喜ばしいことだ。しかし礼文島はレブンアツモリソウだけが貴重なのではない。護るべき自然は他にもまだまだある。島であるからこそ、きちんとした自然との付き合い方を考えなければならぬことも多い。桃岩周辺の自然歩道や礼文林道のオーバークロス等もきちんと考えるべき問題だと思つ。私は礼文林道の一般車輛の通行は止め、徒歩による利用に限ったうえで保護を進めるべきだと思う。

利尻山は登山道の侵食が激しい。近年の登山ブームの中で、最北の名峰として人気が高く、夏のシーズンには人であふれる。何らかの効果的な対策が必要な時ではないだろうか。利尻島では個人が「利尻島自然情報」をボランティアで発行している。ありきたりのガイドブックでは得ることのできない、きめこまかな情報が盛り込まれており、自然保護にも一役買っている。

稚内市ではハクチョウの渡来地となった大沼に新設したネイチャーセンターの運営を巡り、自然を観光資源としか考えていない行政と、地元自然保護団体との話し合いが空回りしている。しっかりとした保護と利用のビジョンやソフトが住民参加のもとで作られることが重要であるはずだ。

開発局では「自然にやさしい」をキャッチフレーズに公共事業を進めているが、依然として掛声だおれだ。ラムサール条約登録湿地であるクツチャロ湖に、昨年六月頃から泥水が流れ込んでいる。周辺で行われている農道工事に原因があると言われているが、はっきりしていないという。この地域の公共事業を進めるにあたって、地元協議会がある。支庁が中心となって、開建、土現、町など行

とっておきのポイント

道道天塩～稚内線、サロベツの海岸線に北に延びる道。7月初旬の午前中に、北へ向かって走るのがこの道のベストシーズンだと思う。エゾスカシユリ、エゾカンゾウ、ハマナス等の咲く花園の中を走り続ける。左には花園の向こうに日本海が広がり、青白い残雪を抱いた利尻山が大きく高い。道は時々思い出した様にゆるくカーブをきるが、何処までも真直に続く。途中草地化された所があるのが残念だが、訪れた人を満足させてくれるだろう。くれぐれも交通事故には気を付けて。

もうひとつ、天塩町の北川口展望台。6月1日前後の落日の風景がすばらしい。日本海に浮かぶ利尻山の頂上に太陽が落ちていきます。手前に黒く広がる大地の中を空の色に染まった天塩川がとうとうと流れるのです。

政中心に組織されているが、ここに地元自然保護団体の参加は何故か無いのである。第一級の自然をかかえていながら、その自然環境に多大なる影響を与えるであろう事業の協議に、地域住民の参加が無いというのはおそまつな話ではないだろうか。また、クッチャロ湖畔では、全道にさががけて豪華なトイレが建設された。きれいで清潔なのはとても良いことだが、二十四時間（勿論真夜中も）人が入るたびに観光ガイドと音楽を流さなければならぬのだろうか。流すのは水だけで充分なのではない。これはここだけの問題ではないけれど。

内陸部に目を向けると、中川町では産業廃棄物の不法投棄が報道されている。名寄市と雄武町を結ぶピヤシリ峰越林道は、産業道路という名目で着工され完成した。ハイマツの生育地まで延びた道路がどのような自然破壊を招くのか、道路が本来に機能しているのか検証する必要があるだろう。また名寄から北に延びて行くであろう高規格道路建設に伴う自然破壊にも気を配っていく必要があるだろう。

宗谷管内では昨年フシミミズクの生息、繁殖が確認された。環境庁では早急に種の保存法の「緊急指定種」にするように調整を急いでいる。自

然には未知の部分が数多くあり、特に道北地域は自然に対する調査研究が遅れているので、新しい発見がまだまだあるだろう。今ある自然が、その価値をみとめられないまま人知れず消えてしまわないように、行政も地域住民も努力を惜しむべきではないと思う。

観光資源に恵まれない興部町や滝の上町などでは、道路脇を花で飾るフラワーロード構想を打ち出した。それ自体は結構なことだが、エゾスカシユリやエゾカンゾウが咲く貴重な海岸植生の価値を認めずに、単なる花壇にされてしまっている事実もある。

最後に私の住む紋別市の状況はというと、国営明渠排水路事業がコムケ湖に予定されている。農業の将来がまったく展望されず、行き先不明のままに農地開発、基盤整備だけが進行して行くのは何故なのだろう。紋別空港移転のアセスメントでは、あの内容が本当にアセスメントなのかと思うと、腹立たしさよりもあきれてしまった。大山では林道が改修され観光道路となった。TVアンテナを兼ねた展望塔が新設され、地元では大型バスの入り込みによる観光客の増加を期待している。しかし、以前から指摘されている、大山の自

然に対する位置付けもビジョンも何一つ明確にされないまま、既成事実だけが積み重ねられていっている。そんな中で紋別市では、懲りずに新たな林道建設を進めようとしている。大山の自然を大切にしたいと真剣に考えている市民は、いつも後回しにされているのである。

こうして書いてみると悲観的なことばかりが多いが、それでも私たちが一つ一つに気を配り、残された貴重な自然を護っていかねばならないのである。



レブソウ 以前と比べても少なくなった

自然観察会報告

然別湖の大自然を歩く

池田 啓介 (理事)

紅葉が深まる十月九日、大雪山国立公園内で唯一の自然湖である然別湖の周辺で、秋の観察会を行った。

参加者は五十名。十勝地域での広報だけで定員をオーバーしたため、札幌での広報で参加を希望された方々については、お断わりをする結果になってしまい、まことに申しわけない次第であった。

観察会のコースは駒止湖から東雲湖までの約四キロ。然別湖ネイチャーセンターの皆さんのご協力で、集合場所から駒止湖までマイクロバスで輸送していただき、そこから観察会のスタートとなった。

駒止湖周辺に行くとなキウサギの声が聞こえてきたが、通路になるところはカメラマンの三脚が立ち並び、スムーズに通ることができない。また岩間のところどころにヒマワリの種が落ちていたのには驚いた。ここ

ではナキウサギの姿だけでなく、ためフン(トイレ)や冬の蓄え(食糧庫)を足元近くの岩間入口で観察できた。冬仕度の準備で忙しいのであろう。

この地は風穴地帯であることが分かっており、夏は岩穴より冷風が吹き出し、冬は逆に冷風を吸い込む現象が、手を差し入れるとよく分かる。こんなところを住みやすい環境として、ナキウサギは生存しているのだろう。生きた化石といわれるほど太古に起源をもつナキウサギは、氷河時代の後半に北の大陸から北海道へ渡ってきたといわれている。道内の高山では姿を見るところもあるが、低地での生息地としては、然別湖周辺のガレ場は貴重な棲みかなのだろう。

然別湖周辺の森林は天然林で、アカエゾマツ、エゾマツ、トドマツな

ど針葉樹が中心で、ところどころに真っ白なダケカンバ、葉が手の開いた形のオガラバナ、真っ赤に染まったナナカマドなど、然別湖でなければ見られない美しさであった。厳しい寒さでおきるトドマツの凍裂、風雪によって倒れた老木の上に若木が育つ倒木更新などをじっくり観察しながら、東雲湖まで原生林の中を二時間かけて歩いた。

天望山の東の裾野にある東雲湖は、あまり人が入っていないという感じ。ワイド型のパノラマのように静かな沼である。近くのガレ場ではナキウサギの声、まわり一面にエゾイソツツジやガンコウランが自生している。七月の開花期が楽しみなところといえる。参加者一同で東雲湖をバックに記念写真を撮り、遊覧船で帰途についた。

途中、土幌高原道路建設の全線トンネル予定地の出入口そばで、十勝自然保護協会の及川会長からこの問題についての説明があった。ナキウサギをはじめ、神秘的ともいえる大自然を実感した後だけに、参加者全員が、この地に道路はいらないとする我々の思いに共感してくれたようであったことが、担当者として大変よろこばしいことであった。

最後に、このたびの観察会は、当

協会と地元十勝自然保護協会とが、企画から実施に至るまで全ての面で共同で行われた。お骨折りいただいた十勝自然保護協会の方々、ご協力いただいた然別湖ネイチャーセンターの崎野さん、野鳥研究家の小澤さん、そのほか応援していただいた皆さんに、この場を借りてお礼申し上げます。



小樽の市有林に何がおきたのか

島山紀子

旭町市有林とは

小樽駅で下車し、ふり返ると、背後に低い山がせまってみえる。小樽市が全国にほこる旭町市有林(旭町保健保安林)である。

もともと、小樽の一带は、鬱蒼たる広葉樹の繁る森林地帯だった。しかし、明治の前半、ニシン漁の発展にともなう伐採と頻発した山火事のために、小樽の山々はほとんど禿山と化してしまった。そのため、色内川や於古発川(おこばちがわ)が氾濫し、上流からの土砂が小樽港に堆積して、港の機能を阻害した。行政としても、内陸部発展の拠点としての小樽港を守るために、植林に取り組みざるをえなかったのである。こうして、明治十六年に、北海道の他の地域にさきがけて旭町の植林が始まった。そのために、旭町山林は、函館臥牛山、札幌円山とならんで、道内植林事業発祥の地とされているのである。

こうして開始された旭町の植林事業は、厳しい気候条件、戦争による伐採・開墾、台風や山火事等によってもまれ、難事業だったようだ。旭町山林は、その後、市に払い下げられて市有林となり、一部は教育山林として教育費の補助にあてられた。しかし、社会情勢の変化とともに植林

が主事業となり、現在は、ナラ、シナ、カンバ、イタヤなどの広葉樹が、毎年五haづつ植えられている。

人口が小樽クラスをこえるまちで、中心部にある駅のすぐ裏手から始まるような市有林は珍しく、全国的に有名なのだそうだ。また、後に説明するように、旭町市有林は、保健保安林に指定されている。そのため、道の補助も受けやすく、一九七五年の「生活環境保全林整備事業」(三カ年計画)で、遊歩道、トイレ、防火用水路が整備され、九一年の「広域総合生活環境保全林整備事業」(五カ年計画)で、植林と広場の造成が行なわれた。

保安林で鉄砲水が発生

一九九三年九月一日、おりからの大雨で、旭町保安林に鉄砲水が発生した。土石流は、谷すじをくだり、砂防ダムを乗り越え、真下に広がる住宅街を直撃する一歩手前で、かろうじて止まった。いままで幾度となく大雨は降ったが、鉄砲水など出たことはなかった。なぜ、今回にかぎり、保安林で鉄砲水が発生したのか。運の悪いことに、その時、この谷すじの上部で、芝草を張った広場を造成するために、ブルドーザーが大規模にササ藪を引っ張がしたところ

だったのである。このあたりは旭展望台や小林多喜二碑があり、駐車場やトイレもあって、観光スポットになっている。造成中の広場は、小林多喜二碑の向かいの樹木が疎らな藪地に位置している。市の担当者によると、市民から、周辺に弁当を広げ、遊べる場所がほしいという要望があり、道の広域総合生活環境保全林整備事業が始まるときに、造成を希望したという。工事の結果、地面がむき出しになって保水力を失い、泥水が谷すじを一気に下ったのである。市は、あわてて芝生を張り、苗木を植え、防災工事を実施した。その後、広場には、あずま屋、遊歩道、駐車



場などが整備され、ツツジ、シヤクナゲ、アジサイなどが植えられた。

野鳥は鳥獣保護区を敬遠

ところで、この地域は鳥獣保護区にも指定されている。鳥獣保護区は、鳥獣の保護繁殖を図るために指定されるものであり、保護区内では鳥獣の捕獲が禁止され、特別保護地区では開発行為も厳しく規制される。しかし、この保護区における規制も、鳥獣保護のために十分な規制とはいえず、今後は生息地域の周辺地域も含む包括的な地域管理が必要といわれている。

日本野鳥の会小樽支部によると、小樽市では、北海道全体の野鳥の四十八%にあたる一九五種が記録されており、この地域一帯でも、オジロワシ、オオワシ、クマガエラ、ハヤブサ、オオタカなどを合せて八十種くらいの野鳥を簡単に観察できるものである。しかし、今回の工事で表土の一部を剥がして芝草にしたために、飛来する野鳥の数が前年の三分の一に減少したという。このように保護区内での開発行為によって、野鳥の数が激減しても、問題は生じないのだろうか。いくら捕獲を禁止しても、これでは意味がないようにおもえる。

本場の保健保安林とは

この地域は最初に説明したように、保健保安林に指定されている。保安林では開発行為が厳しく制限され、開発行為をする場合には、保安林解除の手続が必要である。その解除手続が行政にとっては大変な負担で、行政はこの手続をとりたがらないとされたことがある。それ位、保安林というのは、規制が厳しいものなのである。

ところで、保安林のなかの保健保安林は「森林による気象条件の緩和、塵埃、ばい煙等の濾過作用等および市民のレクリエーション等の保健、休養の場として、生理的、心理的効果により公衆の保健、健康に資する」と説明されている。素人には、内容が理解しにくいのが、要するに公衆の保健、健康を生理的、心理的に高めるのが保健保安林の役割らしい。市は、これを安直に理解し、住民が喜ぶ展望台、あずま屋、遊歩道、ベンチ、芝生広場などを、補助金をもらって建設したのだろう。また、多喜二碑とその周辺は、樹木伐採のために簡単に保安林解除され、普通林になっている。

しかし、これが本当に保健保安林の趣旨にあうのだろうか。豊かな森林が保護されてこそ、レクリエーション

も可能になるのであり、保健保安林とは、多様なレクリエーションを可能にするために、森林を維持し、回復するための制度であるはずである。しかし、現状では、レクリエーションを目的に、森林機能を低下させ、動物の生息地を破壊するようなことが行われている。このような安直な解釈を許すところに、保健保安林という制度のごまかしがあるとおもう。

公園づくりにも発想の転換が必要

最近、各地で周辺の森や林を切り開いて、郷土の森、憩いの森、市民の森（道民の森というのもあった）、それに森林公園などの建設が進められている。しかし中身は、登山道に丸太で階段を造り、歩道に砂利を敷き、広場に芝草（芝生）を植える、展望台の周辺は樹木をはらって、樹木の低いツツジとシヤクナゲを植えるなど、似たりよったりである。こうすれば、利用者の利便性や快適さが増し、喜ばれるというわけであろう。しかし、街中の公園であればそれも悪くはないが、たとえ二次林とはいえ、自然が蘇りつつある周囲の山林で同じような公園づくりをする必要があるのだろうか。

自然の山林はだまって置いても、

周りから樹種が飛んできて様々の植物が育つ。その息の長いサイクルを知り、自然の奥深さを知る場所を提供するのが、都市の公園とは異なる自然の森の役割ではなからうか。そのためには、できるだけ人間の手を加えないことが必要であり、植樹も防災上必要などところに限定すべきだとおもう。

また、ヤブ地も、微生物や昆虫、小動物の生息地として重要であり、土壌を保全し、鳥類にえさ場を提供する。そのため、最近、各地で、ヤブや池をビオトープ（小単位の自然）として復活させようとする動きがきている。芝草は、ゴルフ場の芝と同じで、見栄えはよいが、ヤブや下草に比べて、土壌としての豊かさや保水力が劣ることは明らかである。ヤブ地だからといって、簡単に整地したり植林したりすべきではない。

小樽の自然の森の復元を

商大にむかう地獄坂を右折すると、市街地を見下ろしながら車道がつづいている。遠くには、長橋苗圃園や赤岩山のすその、ニセコ積丹小樽国定公園の一部になっている海岸線もみえる。旭町地区とその周辺は、国有林、市有林、民有林が残る緑豊かな地域であり、市民の貴重な財産だ

貴庁の管理する北海道岩見沢管林署管内浜益村黄金山地区において、民間業者である岸本産業株式会社は本年十二月中旬頃から貴庁から既に売却を受けた立ち木について伐採を行おうとしているところです。

ところで、この地域一帯は、暑寒別天売焼尻国定公園内に位置し、天然記念物であるクマゲラ、さらにはシマフクロウの生息する日本で数少ない自然の豊かな地域の一つです。クマゲラについてはすでに確認されており、シマフクロウについてもその生息が確実視されております。またこの地域の植生自体も貴重な価値を有するものと認識しております。

前記伐採は、これらの生息地の中で行なわれようとしているため、これによってこれら貴重な野生生物の生息環境を破壊し、その生存繁殖に重大な影響を及ぼすことが十分危惧されます。

昨年制定された環境基本法は、行政に対し環境を保護すべき責務を負わせていますが、貴庁が伐採を前提にこの土地の立木を売却したことは、その地域が国定公園内にあることも勘案すれば、この法の趣旨を蹂躪し貴重な野生生物を保護すべきとする国内外の世論の流れに逆行するもの

です。

確かに今回の伐採が自然公園内の施業として行われるものであるとは思いますが、環境基本法の理念からは、自然公園である国定公園内に存在する森林は原則として保護すべきものであって安易に伐採の対象とすべきでなく、貴庁は日本の森林を保護すべき立場から永くこの森林を維持すべきであって、伐採に当たっては極めて慎重に対処されるべきものと考えます。

そこで当協会は貴庁が環境基本法の精神に則り、ただちに伐採を中止させるとともに、この地域の自然の保護に努めるべきことを要求するとともに、貴庁に対し次の質問をいたします。

- ①伐採計画策定にあたり、クマゲラ、シマフクロウ、などの野生生物の生息について、いかなる調査検討をされたのか、内容を示して回答を求めます。
- ②伐採にあたり、上記野生生物への影響調査をされたのか。内容を示して回答を求めます。
- ③直ちに伐採を中止する用意があるのか否か。回答をお願いします。

以上

一九九五年自然保護講座の開催 「女性がみた北海道の自然」

持続性、探究心にすぐれ、ソフトな女性の考え方、見方なくして、今日難しくなってきた自然保護、環境保護をすすめることはできません。私たちの身近なところにいる、クモヤカラスの生態を粘り強く研究されている方、もと環境庁レンジャーで、行政面から自然保護についてお話ししていただく方と、今回は三人の女性に講師をお願いいたしました。スライドなどを使い、分かり易い内容にとめますので、たくさんの方々の参加をお待ちしています。

(一)会 場 かでる2・7五階 五二〇号室(第一回目・二回目)

同 六階女性プラザ学習室(第三回目)

札幌市中央区北二西七(北大植物園正門斜め前)

(二)日程・講師

第一回 2月1日(水) 『知られざる北国のクモ』

松田まゆみ(日本蜘蛛学会会員)

第二回 2月8日(水) 『自然保護行政のしくみ』

酒向 貴子(釧路市審議室企画課)

第三回 2月15日(水) 『食性からみたカラスの生態』

竹中方紀子(北海道東海大学講師)

※いずれも午後六時半から八時(九十分)

諸事情で講師の順序が変わることもあります。

(三)会 費 全資料代として二、五〇〇円(第一回目の受付で徴収)

(四)定 員 九十名

(五)申込方法 一月二十五日までに協会事務局までお申し込み下さい。

(☎)〇一一一五五一一五四六五



(会場記載のないものは
事務所で実施・敬称略)

第一四七回理事会

一九九四年十月二十二日

出席者 俵、佐藤(調)、畠山、市川、
福地、池田、石田、江部、大館、大
久保、佐藤(臣)、稗田、水尾、宗像
(十四名)

議題

- 一、入会者の承認について
A会員八名の入会を承認した。
- 二、久保裁判について
十月二十三日第二回口頭弁論が開
れ、次回は十一月二十四日になった。
- 三、土幌高原道路問題について
全線トンネル案についての公式発
表はまだない。今後の対応について
検討するとともに、プロジェクトチ
ームを再編成した。
- 四、身近な自然の対応について
都市公園の現況、法制、植生、運
動と各方面から検討していくことと
した。

一九九四年度第三回拡大常務理事会
一九九四年十一月十五日

出席者 俵、畠山、佐藤(調)、熊木、
伊達、福地、市川、江部、大久保
(九名)

議題

- 一、久保裁判について
原告(久保喜一会員)が、訴訟の
内容を、書面開示等請求から一転し
損害賠償請求に変えてきたので、十
一月二十四日第三回口頭弁論に対し、
準備書面を提出し対応した。
- 二、土幌高原道路問題について
土幌高原道路問題専門委員会で、
現地の自然を説明したカラーパンフ
レット作製などが検討された。
- 四、月形町月ヶ湖の件について
身近な自然プロジェクトチームの
現地調査結果報告があり、町に対し、
架橋やダム等の整備は好ましくない
とする意見を伝えることとした。

土幌高原道路問題三者会議

一九九四年十一月二十三日

当協会、連合、十勝自然保護協会
の三者で、今後の対応と具体策を検
討した。

(抄)

実施行事

十月九日「自然観察会」

(然別湖周辺)

大雪山の花とナキウサギを語る会

日時 一九九五年二月十八日(土)午後二時～五時

会場 札幌市教育文化会館

(札幌市中央区北二西十三 〇〇二一一二七一一五八二二)

講師 川道 武男(大阪市立大学理学部動物社会研究室助教授)

梅沢 俊(植物写真家)

資料代 五〇〇円

定員 一五〇名

※不明な点は協会事務局までお問い合わせ下さい。

(〇〇二一一二五一一五四六五)

自然観察会

「冬芽と動物の足跡ウオッチング」

日時 一九九五年三月十一日(土)午前十時～十二時

場所 西岡水源池

集合 西岡公園管理事務所前

(地下鉄澄川駅から市バス⑧0にて西岡水源池下車)

講師 三澤英一(札幌市立清田高校教諭)

※参加費無料、申込不要

新会員紹介

94・8・21〜94・10・22現在

【個人A会員】

川島 昭彦 高橋 良昭
白倉 汎子 木佐木 翠子
藤森 章子 吉沢 リイ
巻 知里 桂田 泰恵

(敬称略)



雪だるま基金

高橋春吉 六、〇〇〇円
八木是清 二、〇〇〇円
深林広行 一五、〇〇〇円

☆ありがとうございます。

(敬称略)

寄付金

北海道花の名店会 五〇、〇〇〇円

☆ありがとうございます。

(敬称略)

寄贈図書

寄贈者 浦田清香

・北見の蝶 (木村辰正著)

寄贈者 北海道大学図書刊行会

・北海道・自然のなりたち

(石城謙吉・福田正巳編著)

寄贈者 高田 勝

・落としたのはだれ?

寄贈者 高田 勝

・豆腐屋銀次郎 (芝垣之臣著)

寄贈者 加藤幸子

・苺畑よ永遠に (加藤幸子著)

・野鳥の公園奮闘記 (同)

・私の自然ウォッチング (同)

(敬称略)

NCC編集室より

・明けましておめでとございます。
本年もよろしく願っています。

・前号から、新しいシリーズ「道内自然情報」をスタートさせています。また、「身近な自然」の大切さを見直すという姿勢から、私たちの近くでおきていることを、毎号とりあげるようにしています。

・次号は二月十日原稿締め切り、三月二十日頃発行の予定です。

皆さんからの投稿もお待ちしております。

(土方)

事務局より

・俗な言葉に「月日の経つのは早いもの」と言いますが、事務局長に就任してからもう一年が過ぎました。振り返れば、自然保護の活動に素人であった私が頑張っただけのものも、会員の皆様のお力添えによるものと深く感謝申し上げます。本年もまたよろしくお願い申し上げます。

(山辺)

・会費未納の方が目立っています。

会費の納入が遅りますと、協会の活動に支障をきたしかねない状況になります。そのため、次の二点につきご協力をお願いいたします。

①会費未納の方は至急納入をお願いします。

②お知り合いの方に入会を勧めて下さいますよう、お願いいたします。

・住所、連絡先および会員区分を変更された方は、早めにお知らせ下さい。

個人A会員 四、〇〇〇円

個人B会員 二、〇〇〇円

(A会員と同一世帯の会員)

学生会員 二、〇〇〇円

団体会員 一口 一五、〇〇〇円

【会費納入方法】

郵便振替口座

〇二七-〇一七-四〇五五

北海道拓殖銀行本店 〇一七-二五九

(普通)

北海道銀行本店 一〇一-四四四

(普通)

一九九五年一月十日

〒060 札幌市中央区北三西十一加森ビル5 六階

発行所 社団法人 北海道自然保護協会

電話(〇一一) 二五-一五四六五

発行人 依 浩 三

印刷 株式会社印刷

この紙は再生紙を使用しています。